

原議保存期間	20年（令和27年3月31日まで）
有効期間	一種（令和27年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
（参考送付先）
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 保 発 第 1 号
令 和 7 年 1 月 2 4 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う運用上の留意事項等について（通達）

令和6年6月14日に公布された銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号。以下「改正法」という。）については、令和7年3月1日から施行される。

また、改正法の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第2号。以下「改正府令」という。）、指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第3号）、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第4号）及び猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第1号）が本日公布され、令和7年3月1日から施行されることとなった。

今回新たに施行される改正規定の趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別紙

(凡例)

- 「法」 : 改正法第2条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）
- 「旧法」 : 改正法第2条の規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法
- 「令」 : 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）
- 「府令」 : 改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）
- 「射撃場府令」 : 指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令による改正後の指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）
- 「猟用府令」 : 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令による改正後の猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）
- 「旧猟用府令」 : 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令による改正前の猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令
- 「規則」 : 猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則による改正後の猟銃の口径の長さの特例に関する規則（昭和46年国家公安委員会規則第5号）

記

第1 電磁石銃の「銃砲」への追加に関する規定

1 趣旨

電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃の中には、空気銃の威力の下限值である1平方センチメートル当たり20ジュールの威力を超える威力を有するものが存在することが判明した。

そこで、電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、一定の威力を有するものについて「電磁石銃」と定義付け、危害予防上の観点から、一般にその所持を禁止することとした。

2 内容

(1) 改正法

電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃であって、金属性弾丸の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上のもの

のを「銃砲」に含めることとし、許可を受けた者が所持する場合等を除き、所持を禁止することとした（法第2条第1項第3号及び第3条）。

(2) 改正府令

ア 発射される金属性弾丸の運動エネルギーの値の測定方法

法第2条第1項第3号に規定する金属性弾丸の運動エネルギーの値は、

○ 水平方向に発射された金属性弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ0.75メートルの点と1.25メートルの点との間を移動する速さを測定したときにおける測定値

○ 金属性弾丸の質量の測定値

により算出することとした（府令第2条第1項）。

イ 人の生命に危険を及ぼし得る金属性弾丸の運動エネルギーの値

法第2条第1項第3号に規定する人の生命に危険を及ぼし得る金属性弾丸の運動エネルギーの値は、金属性弾丸を発射する方向に垂直な当該金属性弾丸の断面の面積（単位は、平方センチメートルとする。）のうち最大のものに20を乗じた値とすることとした（府令第3条）。

(3) 経過措置

電磁石銃は、改正法施行後、適法に所持許可を受けた者を除き、原則として所持が禁止されることとなる。

改正法の施行の際現に電磁石銃を所持している者（以下「特定電磁石銃所持者」という。）が引き続き当該特定電磁石銃（特定電磁石銃所持者が改正法の施行の際現に所持している電磁石銃をいう。以下同じ。）を所持しようとする場合には、法第4条第1項の規定による許可を受ける必要があるところ、特定電磁石銃所持者について、下記ア及びイのとおり経過措置を設けることとした。

ア 特定電磁石銃所持者等に関する経過措置

特定電磁石銃所持者については、改正法の施行の日から起算して6月を経過するまでの間（令和7年8月31日までの間。以下「経過期間」という。）は、特定電磁石銃に関する限り、所持の禁止の規定は適用しないこととし、特定電磁石銃所持者の従業者並びに特定電磁石銃所持者から特定電磁石銃について輸出又は廃棄の取扱いを委託された者及びその従業者（いずれも職務上特定電磁石銃を所持している場合に限る。）についても、同様とすることとした。

また、これらの場合について、正当な理由なき携帯運搬の禁止、発射の制限、原則として自ら保管する義務、譲渡する場合における相手方の確認に関する規定その他一定の規定を準用することとした（改正法附則第2条並びに改正府令附則第6条、第7条、第8条及び第9条）。

イ 特定電磁石銃の所持許可の申請をした者に関する経過措置

経過期間内に特定電磁石銃について法第4条の所持許可の申請をした特定電磁石銃所持者については、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、当該特定電磁石銃について当該申請に係る用途に応じた同条の規定による許可を受けたものとみなすこととした。

この場合において、所持許可に係る電磁石銃であることの確認等の規定等については適用しないこととしたほか、当該特定電磁石銃の保管設備及び構造に係る基準については、府令第83条の2の規定にかかわらず、銃を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、特定電磁石銃に覆いをかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとした（改正法附則第3条及び改正府令附則第9条）。

3 留意事項

(1) 所持許可を受けたい旨の相談があった場合の対応

特定電磁石銃所持者から電磁石銃の所持許可を受けたい旨の相談があった場合には、使用目的を聴取するなどし、所持許可を受けることができる条件について指導するなど、適切に対応すること。また、当該電磁石銃について所持許可を受けることができなかった場合には、経過期間が終了するまでの間に、所持者において当該特定電磁石銃を廃棄するなどの措置を執る必要があることから、その対応に要する時間を勘案して迅速に対応すること。

(2) 警察による電磁石銃の引取り

特定電磁石銃所持者からの警察における電磁石銃等の引取りについては「警察における電磁石銃等の引取りについて（通達）」（令和6年6月14日付け警察庁丁保発第74号）により通達しているとおり、引き続き実施すること。

なお、引取り期間は、経過期間が終了するまでの間（令和7年8月31日までの間）となるため、留意すること。

第2 ライフル銃の定義の拡大

1 趣旨

法は、ライフル銃について、その危険性に鑑み、ライフル銃以外の猟銃よりも所持許可の基準を加重しているところ、ライフル銃以外の猟銃のうち、^{こう}腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であるものについて、有効射程距離が長く、ライフル銃と同様に高い危険性を有するものであることから、ライフル銃に含め、厳格な所持許可の基準を適用することとした。

2 内容

(1) 改正法

ライフル銃の定義を変更し、銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であるものについて、ライフル銃の許可の基準の特例を適用することとした（法第3条の13第4号ただし書及び第5条の2第4項）。

(2) 改正府令等

ア 猟銃の構造又は機能の基準

令第12条第2項及び第34条第1項第3号に規定された猟銃の構造又は機能の基準について、下記のとおりとすることとした（府令第19条）。

○ 令第12条第2項第2号及び第34条第1項第3号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数について、ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないものであって、ライフル実包（下記3(8)のとおり、旧猟用府令第4条の「ライフル銃用実包」の呼称を変更したもの。）を発射する機能を有しないものを除く。以下「ライフル実包発射ライフル銃等」という。）にあっては6発、ライフル実包発射ライフル銃等以外の猟銃（以下「散弾銃等」という。）にあっては3発（府令第19条第1項）

○ 令第12条第2項第3号及び第34条第1項第4号の内閣府令で定める口径の長さについて、ライフル実包発射ライフル銃等にあっては10.5ミリメートル、散弾銃等にあっては12番（ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲又は殺傷の用途に供する猟銃である場合にあっては、ライフル実包発射ライフル銃等にあっては12.0ミリメートル、散弾銃等にあっては8番）（府令第19条第2項第1号及び規則各項）

○ 令第12条第2項第4号及び第34条第1項第5号の内閣府令で定める銃の全長（銃身又は銃床が折畳み式、伸縮式又は着脱式の銃にあっては、折畳み、伸縮又は着脱により最も短くした状態における銃の全長とする。）について、93.9センチメートル（専ら標的射撃の用途に供するライフル銃にあっては、83.9センチメートル）

イ 射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類

射撃場府令は、射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類を定めているところ、

○ 散弾銃射撃場において、ライフル銃を用いて散弾によって射撃を行う場合

○ ライフル射撃場において、ライフル銃を用いて単弾によって射撃を行う場合

を規定することとした（射撃場府令第2条第1号及び第2号）。

(3) 経過措置

ア ライフル銃の所持の許可の基準に関する経過措置

改正法の施行の際現に旧法第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持許可を受けている者のうち、当該許可に係る猟銃が法第3条の13第4号ただし書に規定するライフル銃（旧法第3条の13第4号ただし書に規定するライフル銃であるものを除く。以下「特定ライフル銃」という。）であるものに係る当該特定ライフル銃についての所持の許可（改正法附則第4条の規定の適用を受けて当該特定ライフル銃についての所持許可が更新された場合における当該更新された所持許可を含む。以下この項目において同じ。）の更新（当該許可に係る用途に標的射撃が含まれていない場合にあっては、施行日から起算して10年を経過する日までに行われたものに限る。）に係る許可の更新の基準については、引き続きライフル銃以外の猟銃の許可の更新の基準を適用することとした（改正法附則第4条）。

イ ライフル銃の全長に関する経過措置

この府令の施行の際現に特定ライフル銃の所持許可を受けている者が所持する当該許可（更新された許可を含む。）に係る当該特定ライフル銃の全長の基準については、府令第19条第3項第1号ロ括弧書きのライフル銃に係る規定を適用しないこととした（改正府令附則第2条）。

ウ 猟銃等射撃指導員等に関する経過措置

ライフル銃に係る猟銃等射撃指導員の指定を受けようとする者に対する府令第42条第1項第3号の規定の適用については、施行日前にその者が特定ライフル銃を所持していた期間は、ライフル銃を所持していた期間とみなすこととした（改正府令附則第3条）。

3 留意事項

(1) 特定ライフル銃に適用される規定について

特定ライフル銃は、改正法施行日以降ライフル銃に含まれることから、法令上、特段の定めのない限り、ライフル銃に係る規定が適用されることとなる。

(2) 改正法施行日前の特定ライフル銃の所持許可申請への対応

改正法の施行日前に特定ライフル銃について所持許可の申請がなされた場合であっても、当該申請に対する処分が施行日以降となる場合には、法第5条の2第4項に規定する基準が適用されることとなることから、当該申請がなされた時点で、各都道府県警察において定められた具体的な処理期間を踏まえ、改正法の施行日前に当該申請に対する処分をすることが見

込まれない場合は、申請者が法第5条の2第4項各号に該当する者であることが必要となることを丁寧に説明し、トラブルの防止に努めること。

また、所持許可申請がなされた時点で、改正法の規定が施行されるまでの間に当該申請に対する処分をすることが見込まれたものの、合理的な理由に基づき処理期間内に当該申請に対する処分を行うことができず、結果として、改正法施行日以降に所持許可を行うこととなり、申請者が法第5条の2第4項各号に該当する者であることが必要となった場合は、当該合理的な理由を丁寧に説明し、トラブルの防止に努めること。

(3) 特定ライフル銃を所持する者が受講する技能講習等について

ア 技能講習修了証明書の扱い等について

施行の際現に特定ライフル銃を所持している者が、施行日以降、当該特定ライフル銃について所持の許可の更新を受けようとする場合には、原則として、ライフル銃に係る技能講習修了証明書を提出する必要がある。

ただし、改正法施行前に旧法ライフル銃（改正法による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項に規定するライフル銃をいう。以下同じ。）以外の猟銃を使用して実施した技能講習に係る技能講習修了証明書に限り、これを提出して所持の許可の更新を申請することができることとする。

また、施行の際現に交付を受けていた旧法ライフル銃以外の猟銃に係る教習修了証明書及び技能検定合格証明書については、これらを施行日以降に提出して特定ライフル銃の所持の許可の申請をすることはできないことに留意すること。

イ 鳥獣被害防止特措法に基づく技能講習の免除について

猟銃の所持許可（更新を含む。）の申請を行う者が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）附則第3条第1項又は第2項の規定により技能講習の免除を受ける資格を有することを確認する方法として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令（平成24年内閣府、農林水産省、環境省令第1号。以下「共同命令」という。）第3条の規定により市町村長から交付された書面により、同法第4条第2項第4号に規定する対象鳥獣の捕獲等（対象鳥獣である鳥類の卵の採取等を除き、当該種類の猟銃を使用して行うものに限る。以下「特定捕獲等」という。）への参加状況について、参加の際に使用した猟銃の種類ごとに確認することとされている。

この点、施行の際現に特定ライフル銃を所持している者が、施行後、当該特定ライフル銃について所持の許可の更新を受けようとする場合には、原則として、ライフル銃を使用して参加した特定捕獲等について確認する必要がある。

ただし、旧法ライフル銃以外の猟銃を使用して行われた特定捕獲等であつて当該者が施行の際現に所持していた特定ライフル銃の所持の許可の更新の申請をする日前1年から施行日前に行われたものがあり、かつ、共同命令第1条第2号又は第2条第2号の要件を満たすときは、当該特定ライフル銃の所持の許可の更新に当たっての技能講習の免除を受けることができることとする。

(4) 改正法施行前に指定を受けた猟銃等射撃指導員について

施行の際現にライフル銃に係る猟銃等射撃指導員として指定されている者については、改正後も引き続きライフル銃に係る猟銃等射撃指導員であり、施行の際現にライフル銃以外の猟銃に係る猟銃等射撃指導員として指定されている者については、改正後も引き続きライフル銃以外の猟銃に係る猟銃等射撃指導員である。

また、施行の際現にライフル銃以外の猟銃に係る猟銃等射撃指導員として指定されている者のうち、特定ライフル銃を所持し、ライフル銃以外の猟銃を所持していない者については、施行後、府令第42条第1項第3号に定める「指導に係る猟銃等を2年以上継続して所持している者であること」との要件を満たさないこととなるが、当該事実をもって指定を解除しないこととする。

(5) 事業に対する被害を防止するため特定ライフル銃による獣類の捕獲等を必要とする者からの所持許可申請への対応について

法第5条の2第4項第1号ロに規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当する者としてライフル銃の所持許可の申請（以下「本件申請」という。）がなされた場合の対応については、

○ 「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」（令和2年12月22日付け警察庁丁保発第209号）

○ 「事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可について（通達）」（令和2年12月28日付け警察庁丁保発第214号）

に基づき対応することとしている。

特定ライフル銃については、改正法により新たに法第5条の2第4項に

規定するライフル銃の所持許可の基準の特例が適用されることとなるところ、北海道をはじめとする特定の地域において一定の大型獣類の捕獲等に活用され、事業に対する被害を防止するために使用されている実態があることに鑑み、前記二通達による対応に加え、

- 「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和 6 年11月29日付け警察庁丁保発第 147号）（以下「特例運用通達」という。）

により通達したとおりの運用を認めることとしたことから、この運用に当たっては、

- 「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可申請等への対応について（通達）」（令和 7 年 1 月24日付け警察庁丁保発第 12号）

に基づき所持許可手続等に対応すること。

(6) 経過措置の範囲

改正法附則第 4 条の適用を受けることができるのは、施行の際現に特定ライフル銃を所持している者が当該特定ライフル銃についての所持の許可（改正法附則第 4 条の規定の適用を受けて当該特定ライフル銃についての所持許可が更新された場合における当該更新された所持許可を含む。以下この項目において同じ。）の更新を受けるときに限る。したがって、当該特定ライフル銃について、一度許可が失効し新規の許可を受ける場合には、改正法附則第 4 条が適用されず、法第 5 条の 2 第 4 項に該当する必要があることに留意すること。

(7) 指定射撃場への対応

指定射撃場において、特定ライフル銃による射撃を行うことができるようにする場合は、当該射撃場に係る指定通知書中「使用できる銃砲」及び「使用できる実包」欄において、特定ライフル銃及び特定ライフル銃を用いて射撃を行う際に使用される実包を含む記載がなされている必要がある。したがって、このような記載がない場合であって、当該射撃場において特定ライフル銃による射撃を行うことができるようにする場合には、射撃場府令第13条に基づき、指定申請書に係る記載事項変更届の提出が必要となる旨を指定射撃場に対して教示すること。

(8) 「ライフル実包」の語について

府令第19条第 1 項、同条第 2 項第 1 号ロ及び第87条第 1 項第 1 号に規定する「ライフル実包」は、旧獵用府令第 4 条の「ライフル銃用実包」の呼称を「ライフル実包」に変更したものであり、特定ライフル銃を用いて射撃を行う際に主に使用されるいわゆるサボットスラッグ弾は含まない。

第3 いわゆる眠り銃に対する規制の強化

1 趣旨及び内容

所持許可を受けたにもかかわらず、長期間用途に供されていないいわゆる「眠り銃」については、盗難等のおそれや銃の取扱いの不慣れによる事故が発生するなどの危険性が高まる。

したがって、今般の改正において、猟銃等を所持許可に係る用途に供していないとしてその所持許可を取り消すことができる場合について、所持許可に係る用途に供していない期間を「引き続き3年以上」から「引き続き2年以上」に短縮するとともに、猟銃等を所持許可に係る用途の一部に供していない場合に、当該所持許可について当該一部の用途を減ずる変更を行うことができることとした（法第11条第5項）。

2 経過措置

改正法の施行の際現に旧法第4条第1項第1号の規定による猟銃等の所持許可を受けている者について、一律に法第11条第5項の規定を適用することとすると、施行日から2年未満の期間において、当該猟銃等を所持許可に係る用途に供さなければならないこととなり、過大な負担を課すこととなる。したがって、これらの者については、施行日以後引き続き2年以上用途に供していない場合に同項を適用することとし、それまでの間は、旧法第11条第5項の規定と同様に扱うなど、一定の経過措置を設けることとする。

具体的には、改正法の施行の際現に旧法第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者（施行日以後引き続き2年以上当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が2以上である場合にあっては、その全部又は一部）に供していない者を除く。）に対する法第11条第5項の規定の適用については、引き続き3年以上当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が2以上である場合にあっては、その全部）に供していないと認めるときは、その許可を取り消すことができることとした（改正法附則第5条）。

3 留意事項

(1) 検査における使用実績の確認方法等について

検査の実施及び検査における使用実績の確認方法等については、

- 「銃砲刀剣類所持等取締法第13条の規定に基づく検査の実施要領について（通達）」（令和6年12月23日付け警察庁丁保発第164号）
- 「猟銃等の所持許可のための用途及び使用実績の審査について（通達）」（令和7年1月24日付け警察庁丁保発第8号）

に基づき対応すること。

(2) 用途を減ずる措置の法的性質について

法第11条第5項第2号の規定により、当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更する措置は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号の不利益処分に該当し、当該措置に先立って弁明の機会の付与を要することに留意すること。

第4 その他の規定の整備等

1 改正法等

(1) 装薬銃砲の定義に関する規定の整備

ア 趣旨

装薬銃砲について、定量的に殺傷能力を示し、解釈上の疑義を少なくする観点から、新たに定義を設けることとした。

イ 改正法及び改正府令の内容

(ア) 改正法

「装薬銃砲」について、拳銃、小銃、機関銃、猟銃その他火薬を使用して金属性弾丸を発射する機能を有する銃又は砲であつて、金属性弾丸の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上のものである旨規定することとした（法第2条第1項第1号）。

(イ) 改正府令

発射される金属性弾丸の運動エネルギーの値の測定方法及び人の生命に危険を及ぼし得る金属性弾丸の運動エネルギーの値について、第1の2(2)と同様とした（府令第2条第1項及び第3条）。

ウ 留意事項

装薬銃砲の金属性弾丸の運動エネルギーの値の測定に当たっては、空気銃の金属性弾丸の運動エネルギーの測定において用いられている弾速測定器を用いるなどして計測すること。

(2) 保管委託することができる銃砲の追加

法第4条第1項第4号の規定により空気拳銃の所持許可を受けている者のうち、18歳以上のものについては、任意的に保管の委託ができることとされていなかったところである。この点、高校の射撃部に所属する高校生は、18歳になるまでの間は義務的に高校の射撃場へ保管委託することとされている一方で、18歳以上になると自宅で保管しなければならなくなり、実際に紛失事故が発生するなどしたことから、射撃競技を開催する関係団体からの要望も踏まえ、危害予防上の観点から、同号の規定による空気拳銃の所持の許可を受けた者について、必要に応じて保管の委託を可能とす

るため、任意的に保管の委託ができることとした（法第10条の8）。

(3) 公務所等への照会に関する規定の整備

ア 趣旨

都道府県公安委員会は、法第4条又は第6条の規定による所持許可を受けた者若しくは受けようとする者又は年少射撃資格者若しくは年少射撃資格の認定を受けようとする者が、それぞれ所持許可の基準又は年少射撃資格の認定の基準（以下「人的欠格事由該当性」という。）に適合しているかどうかを調査するため、必要があると認めるときは、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができることとされていたものの、これらの者に係る所持許可の取消事由のうち法第11条第1項第1号及び第3項から7項まで並びに年少射撃資格の認定の取消事由のうち法第11条の3第2項への該当性については、公務所等への照会の対象となっていなかった。

この点、猟銃による事件等の発生を踏まえ、都道府県公安委員会において、所持許可等の取消事由の有無についてより重点的に確認することとしているところ、本人への報告徴収等において報告内容に疑義が生じた場合には、公務所等の第三者に対して照会を行い客観的に確認することが重要であると考えられることから、照会に当たって支障が生じないように、照会の対象を拡大することとした（法第13条の2）。

イ 内容

都道府県公安委員会は、所持許可又は年少射撃資格の認定に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。

2 改正府令等

(1) 帳簿に記載すべき事項の追加

ア 趣旨

法は、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃の所持許可を受けている者に対し、帳簿への記載義務等を課しているところ、帳簿には、実包そのものの保管状況を監督する目的のみならず、所持許可を受けた猟銃が許可に係る用途に供されているかどうか、その他当該猟銃の所持が適正に行われているかどうかの調査に資する側面もある。所持許可を受けた銃砲等による事件・事故の防止対策の強化を図るため、猟銃等の使用状況についてより詳細に把握する必要性が生じており、さらに、法第11条第5項においては、いわゆる眠り銃に対する規制が強化され、所持許可に係る用途ごとの使用状況についても確認する必要があるところ、

- 譲り受け、又は消費するなどした実包が、所持許可に係る猟銃の種類及び用途に適したものであるかをより詳細に確認する観点
- 2丁以上の猟銃について所持許可を受けている者について、それぞれの猟銃の使用状況に係る確認を容易にする観点から、帳簿に記載すべき事項を新たに規定することとした（府令第87条）。

イ 内容

実包を製造、譲り受け、譲り渡し、交付し、交付され、消費し、又は廃棄した場合に記載すべき「実包の種類」については、ライフル実包にあつては名称、ライフル実包以外の実包にあつては番径を記載することとされていたところ、これに加え、ライフル実包以外の実包にあつては、散弾及び単弾の別を記載しなければならないこととした。

また、実包を消費した場合に記載すべき事項について、消費のために使用した猟銃の所持の許可に係る許可番号その他の当該猟銃を特定する事項についても記載しなければならないこととした。

(2) 銃砲の所持許可等に係る様式の改正

ア 内容

(ア) 別記様式第6号（銃砲所持許可申請書）等の欄の改正

今般の府令の改正により、猟銃の種類がライフル銃である場合、腔旋の割合によって異なる構造及び機能の基準が適用される場合があることから、別記様式第6号、別記様式第12号、別記様式第29号、別記様式第52号及び別記様式第53号に猟銃の腔旋の割合を記載する欄を設けることとし、申請に係る銃がライフル銃である場合に記載させることとした。

また、これらの様式のうち、替え銃身に係る事項を記載する欄があるものについて、更に詳細に記載する欄を設けた。

(イ) 別記様式第74号（使用実績報告書）の改正

前記第3の1のとおり、警察において許可の取消し等を適切に行っていくこととされていることから、検査等において、猟銃等の使用状況についてより詳細に把握する必要があるため、猟銃等の使用状況について用途ごとに直近3回の使用実績を記載する欄を設けた。

(ロ) その他の様式の改正

所要の改正を行った。

イ 経過措置の整備

改正府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類については、当

分の間、改正府令による改正後の様式によるものとみなすこととした。
また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用
することができることとした（改正府令附則第11条）。

ウ 留意事項

所持許可者に交付済みの所持許可証等であって旧様式によるものにつ
いては、検査・更新等の機会を捉えて交換するなどして対応すること。

(3) 猟用府令の改正

ア 内容

猟用府令第4条、別記様式第2号等について、語句の整理を行うなど
所要の改正を行った。

イ 留意事項

(7) 「ライフル実包」の語について

猟用府令第4条に規定する「ライフル実包用雷管」及び「ライフル
実包」は、それぞれ旧猟用府令第4条に規定する「ライフル銃用雷
管」及び「ライフル銃用実包」の呼称を変更したものであり、「ライ
フル実包」については、特定ライフル銃を用いて射撃を行う際に主に
用いられるいわゆるサボットスラッグ弾は含まない。

(4) 別記様式に記載すべき事項について、

猟用府令別記様式第1号、第2号、第7号、第9号及び第10号の実
包欄及び空包欄について、各様式の備考1の規定については、「実包
又は空包の名称」といった場合、ライフル実包にあっては名称を、ラ
イフル実包以外の実包にあっては番径を指すことは明らかであること
から当該備考を削除することとしたものであり、当該欄に記載すべき
事項は改正前と変わらない。

(参考資料)

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和7年政令第13号）の官報の写し
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第2号）の官報の写し
- 指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第3号）の官報の写し
- 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第4号）の官報の写し

- 猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年国家公安委員会規則第 1 号）の官報の写し

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年一月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第十三号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年三月一日とする。

内閣総理大臣 石破 茂

○内閣府令第二号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年一月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（金属性弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法） 第二条 「1」 法第二条第一項第一号又は第三号の内閣府令で定める金属性弾丸の運動エネルギー（単位は、ジュールとする。以下同じ。）の値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。 一 水平方向に発射された金属性弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを測定したときにおける測定値 二 金属性弾丸の質量の測定値		（弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法） 第二条 「項を加える。」 「1」 法第二条第一項又は第二十一条の三第一項の内閣府令で定める弾丸の運動エネルギー（単位は、ジュールとする。以下同じ。）の値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。 一 水平方向に発射された弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五度までのものである場合に測定したときにおける測定値 二 弾丸の質量の測定値	

(人の生命に危険を及ぼし得る金属性弾丸の運動エネルギーの値)

第三条 金属性弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項各号の内閣府令で定める値は、金属性弾丸を発射する方向に垂直な当該金属性弾丸の断面の面積（単位は、平方センチメートルとする。第九十九条において同じ。）のうち最大のものに二十を乗じた値とする。

(猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準)

第十九条 令第十二条第二項第二号及び第三十四条第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発（ライフル銃（腔^{こう}旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないライフル銃であつて、ライフル実包を発射する機能を有しないものを除く。次項第一号イにおいて「ライフル実包発射ライフル銃等」という。）以外の猟銃（次項第一号ロにおいて「散弾銃等」という。）にあつては、三発）とする。

2 令第十二条第二項第三号及び第三十四条第一項第四号の内閣府令で定める口径の長さは、次に掲げるとおりとする。ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲又は殺傷の用途に供する猟銃の口径の長さは、国家公安委員会規則で定める。

一 猟銃

イ ライフル実包発射ライフル銃等 十・五ミリメートル

ロ 散弾銃等 十二番

二 [略]

[3・4 略]

(帳簿)

第八十七条 法第十条の五の二の内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

一 実包を製造した場合 製造した実包の種類（ライフル実包以外の実包にあつては、単弾又は散弾の別を含む。以下この項において同じ。）及び数量並びに製造した年月日

[二・五 略]

六 実包を消費した場合 消費した実包の種類及び数量、消費した年月日及び場所並びに消費のために使用した猟銃の所持の許可に係る許可番号その他の当該猟銃を特定するに足りる事項

七 [略]

[2・3 略]

(弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法)

第九十八条の二 法第二十一条の三第一項の内閣府令で定める弾丸の運動エネルギーの値の測定は、次に掲げるものに基つき算出することにより行うものとする。

一 水平方向に発射された弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五度までのものである場合に測定したときにおける測定値

二 弾丸の質量の測定値

(人の生命に危険を及ぼし得る弾丸の運動エネルギーの値)

第三条 弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項の内閣府令で定める値は、弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面の面積（単位は、平方センチメートルとする。第九十九条において同じ。）のうち最大のものに二十を乗じた値とする。

(猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準)

第十九条 令第十二条第二項第二号及び第三十四条第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発（ライフル銃以外の猟銃にあつては、三発）とする。

2 [同上]

一 [同上]

イ ライフル銃 十・五ミリメートル

ロ ライフル銃以外の猟銃 十二番

二 [同上]

[3・4 同上]

(帳簿)

第八十七条 [同上]

一 実包を製造した場合 製造した実包の種類及び数量並びに製造した年月日

[二・五 同上]

六 実包を消費した場合 消費した実包の種類及び数量並びに消費した年月日及び場所

七 [同上]

[2・3 同上]

[条を加える。]

(裏)

銃等又は 所持歴	期間	銃種等	処理結果
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		
犯歴	年 月	犯歴の内容	
	有		
	無		
銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に係る病気、同項第4号に係る中毒又は同項第5号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。			有・無

備考 1 過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。

2 職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。

3 住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。

4 銃等又はクロスボウ所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る銃若しくは空気銃又はクロスボウについて記載すること。

5 銃等又はクロスボウ所持歴欄中間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の銃・空気銃・クロスボウの別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。

6 犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。

7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表第2の別記様式

(表)

経歴書

年 月 日

申請人氏名

職歴	期間	勤務先・職務内容
	年 月 から 年 月 まで	
	年 月 から 年 月 まで	
	年 月 から 年 月 まで	
	年 月 から 年 月 まで	
住所歴	期間	住所
	年 月 から 年 月 まで	
	年 月 から 年 月 まで	
	年 月 から 年 月 まで	
	年 月 から 年 月 まで	

(裏)

銃等又は 所持歴	期間	銃種等	処理結果
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		
犯歴	年 月	犯歴の内容	
銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に係る病気、同項第4号に係る中毒又は同項第5号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。			有・無

備考 1 過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。

2 職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。

3 住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。

4 銃等又はクロスボウ所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る銃若しくは空気銃又はクロスボウについて記載すること。

5 銃等又はクロスボウ所持歴欄中間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の銃・空気銃・クロスボウの別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。

6 犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。

7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表第2の別記様式

(表)

経歴書

年 月 日

申請人氏名

職歴	期間	勤務先・職務内容
	年 月 から 年 月 まで	
	年 月 から 年 月 まで	
	年 月 から 年 月 まで	
	年 月 から 年 月 まで	
住所歴	期間	住所
	年 月 から 年 月 まで	
	年 月 から 年 月 まで	
	年 月 から 年 月 まで	
	年 月 から 年 月 まで	

- 備考 1 届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第 4 条第 1 項第 2 号又は第 2 号の 2 の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。
- 2 届出の種別欄において、追加とは、使用させようとする銃砲又はクロスボウについて既に人命救助等に従事する者を届け出ている場合において、さらにその銃砲又はクロスボウを使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった場合においてその者を削除することという。
- 3 クロスボウに係る届出の場合は、種類欄にはクロスボウと記載し、型式欄には片手持ち又は両手持ちの別及び滑車あり又は滑車なしの別を記載すること。
- 4 届出人との関係欄には、使用人、組員、班員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。
- 5 第 5 条第 3 項の規定により準用する第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
- 6 備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。
- 7 不用の文字は、横線で消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 2 号（第 5 条関係）

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第 3 条第 2 項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住 所
電話番号
氏 名

届 出 の 種 別		新規、記載事項変更（追加、削除、その他）	
使用させようとする銃砲又はクロスボウ	所持許可番号		
	種 類		
	型 式		
	番 号		
人 命 救 助 等 に 従 事 す る 者	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
備 考			

- 備考 1 届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第 4 条第 1 項第 2 号又は第 2 号の 2 の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。
- 2 届出の種別欄において、追加とは、使用させようとする銃砲又はクロスボウについて既に人命救助等に従事する者を届け出ている場合において、さらにその銃砲又はクロスボウを使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった場合においてその者を削除することという。
- 3 クロスボウに係る届出の場合は、種類欄にはクロスボウと記載し、型式欄には片手持ち又は両手持ちの別及び滑車あり又は滑車なしの別を記載すること。
- 4 届出人との関係欄には、使用人、組員、班員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。
- 5 第 5 条第 3 項の規定により準用する第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
- 6 備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。
- 7 不用の文字は、横線で消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 2 号（第 5 条関係）

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第 3 条第 2 項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住 所
電話番号
氏 名

届 出 の 種 別		新規、記載事項変更（追加、削除、その他）	
使用させようとする銃砲又はクロスボウ	所持許可番号		
	種 類		
	型 式		
	番 号		
人 命 救 助 等 に 従 事 す る 者	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
	氏 名		
	生 年 月 日	届出人との関係	
備 考			

(裏)

人 命 救 助 等 に 関 連 す る 者	氏 名	出生年月日
		生
		生
		生
		生
折 ----- り ----- 目 -----		
従 事 す る 者	氏 名	出生年月日
		生
		生
		生
		生
折 ----- り ----- 目 -----		
備 考		

備考 所持の許可を受けた者の住所欄には、その所持許可を受けた者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号又は第2号の2の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

(表)

第3号 (第5条関係)

所持の許可を受けた者 銃砲又はクロスボウ	住 所	
	氏 名	
	許可証番号	
	種 類	
	型 式	
番 号		
折 ----- り ----- 目 -----		
注 意 事 項		
1 銃砲又はクロスボウの所持の許可を受けた者の指示に基づいて許可に係る銃砲又はクロスボウを業務上使用するため所持する場合には、この証明書を許可を受けた者より交付を受けて携帯すること。 2 この証明書を持っていたとしても、許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するためでなければ、許可に係る銃砲又はクロスボウを所持することはできない。		
折 ----- り ----- 目 -----		
第 号		
交付 年 月 日		
人命救助等に従事する者届出済証明書		
公安委員会 印		

8.56センチメートル

(裏)

人 命 救 助 等 に 関 連 す る 者	氏 名	出生年月日
	届出人との関係	
	氏 名	出生年月日
	届出人との関係	
	氏 名	出生年月日
折 ----- り ----- 目 -----		
従 事 す る 者	氏 名	出生年月日
	届出人との関係	
	氏 名	出生年月日
	届出人との関係	
	氏 名	出生年月日
折 ----- り ----- 目 -----		
備 考		

備考 所持の許可を受けた者の住所欄には、その所持許可を受けた者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号又は第2号の2の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

(表)

第3号 (第5条関係)

所持の許可を受けた者 銃砲又はクロスボウ	住 所	
	氏 名	
	許可証番号	
	種 類	
	型 式	
番 号		
折 ----- り ----- 目 -----		
注 意 事 項		
1 銃砲又はクロスボウの所持の許可を受けた者の指示に基づいて許可に係る銃砲又はクロスボウを業務上使用するため所持する場合には、この証明書を許可を受けた者より交付を受けて携帯すること。 2 この証明書を持っていたとしても、許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するためでなければ、許可に係る銃砲又はクロスボウを所持することはできない。		
折 ----- り ----- 目 -----		
第 号		
交付 年 月 日		
人命救助等に従事する者届出済証明書		
公安委員会 印		

8.56センチメートル

(裏)

同居人	☐ 無 ☐ 有 (人)
欠格事由	☐ 私は、法第 5 条第 1 項第 2 号から第 18 号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (猟銃の許可申請者のみ回答) ☐ 私は、法第 5 条の 2 第 2 項第 2 号又は第 3 号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 ☐ 同居親族書 (年 月 日 公安委員会提出) ☐ 市町村の長の証明書 (年 月 日 公安委員会提出) ☐ 住民票の写し (年 月 日 公安委員会提出) ☐ 経歴書 (年 月 日 公安委員会提出) ☐ その他 ()

備考 1 申請人が法第 4 条第 5 項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
2 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃砲について記載すること。
3 猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
4 同居人の欄には、その有無の該当する方の口内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
5 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にレ印を記入すること。
6 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの口内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 6 号 (第 9 条関係)

(表)

銃 砲 所 持 許 可 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。 年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍			
	住 所			
	ふ り が な			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
	電 話 番 号			
申 請 件 数		件 ※申請に係る銃砲欄 (別紙) を作成すること。		
関 係 証 明 書 等		交 付 年 月 日	番 号	交 付 者
猟銃・空気銃所持許可証				
猟銃等講習会の講習修了証明書				
技能検定合格証明書				
技能講習修了証明書				
教習修了証明書				

(裏)

同居人	☐ 無 ☐ 有 (人)
欠格事由	☐ 私は、法第 5 条第 1 項第 2 号から第 18 号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (猟銃の許可申請者のみ回答) ☐ 私は、法第 5 条の 2 第 2 項第 2 号又は第 3 号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 ☐ 同居親族書 (年 月 日 公安委員会提出) ☐ 市町村の長の証明書 (年 月 日 公安委員会提出) ☐ 住民票の写し (年 月 日 公安委員会提出) ☐ 経歴書 (年 月 日 公安委員会提出) ☐ その他 ()

備考 1 申請人が法第 4 条第 5 項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
2 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃砲について記載すること。
3 猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
4 同居人の欄には、その有無の該当する方の口内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
5 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にレ印を記入すること。
6 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの口内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 6 号 (第 9 条関係)

(表)

銃 砲 所 持 許 可 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。 年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍			
	住 所			
	ふ り が な			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
	電 話 番 号			
申 請 件 数		件 ※申請に係る銃砲欄 (別紙) を作成すること。		
関 係 証 明 書 等		交 付 年 月 日	番 号	交 付 者
猟銃・空気銃所持許可証				
猟銃等講習会の講習修了証明書				
技能検定合格証明書				
技能講習修了証明書				
教習修了証明書				

- (裏)
- 備考 1 所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。
- 2 申請時において銃砲欄（種類欄及び替え銃身の種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
- 3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある□内にレ印を記入すること。
- 4 銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、電磁石銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃、鉋さい破砕銃等の別を記載すること。
- 5 型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
- 6 モデル名等の欄には、そのモデル名を記載し、モデル名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
- 7 公称口（番）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した長さ）は、公称口（番）径が不明なものに限り記載すること。
- 8 銃腔内腔旋割合欄には、腔旋を有する部分が銃腔の長さに占める割合に該当する事項の□内にレ印を記入すること。
- なお、ライフル銃以外の銃砲については、記載することを要しない。
- 9 特徴欄には、銃床の折畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
- 10 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその種類、口径、銃腔内腔旋割合、銃身長及び適合実（空）包を4、7、8、13及び15により記載すること。
- 11 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
- 12 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
- 13 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面）までの長さ（回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。）を記載すること。
- なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載することを要しない。
- 14 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
- 15 適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
- 16 用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
- なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
- 17 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

(表)

		／		件		
銃砲	□譲渡等承諾書のとおり					
	種 類					
	型 式	銃 番 号				
	メーカー名	銃 の 全 長	センチメートル			
	モデル名等	銃 身 長	センチメートル			
	公称口（番）径	弾倉型式及び充填可能弾数				
	(実測口径)	(ミリメートル)	適合実（空）包			
	銃腔内腔旋割合	□1/5以上1/2以下 □1/2超				
	特 徴					
	替 え 銃 身	種 類		銃 身 長	センチメートル	
公称口（番）径 (実 測 口 径)		(ミリメートル)	適 合 実 (空) 包			
銃腔内腔旋割合		□1/5以上1/2以下 □1/2超				
用 途	法第4条第1項に規定する用途					
	第1号	□狩 猟	□有 害 鳥 獣 駆 除	□標 的 射 撃		
	第2号	□人命救助	□動物麻酔	□と 殺	□漁 業	□建 設 業
		□その他の産業の用途 ()				
	□第3号	□第4号	□第5号	□第5号の2	□第8号	□第9号
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり					
	住所					
	氏名					
	電話番号					

- (裏)
- 備考 1 所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。
- 2 申請時において銃砲欄（種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
- 3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある□内にレ印を記入すること。
- 4 銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃、鉋さい破砕銃等の別を記載すること。
- 5 型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
- 6 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
- 7 公称口（番）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した長さ）は、公称口（番）径が不明なものに限り記載すること。
- 8 特徴欄には、銃床の折畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
- 9 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
- 10 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
- 11 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面）までの長さ（回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。）を記載すること。
- なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載することを要しない。
- 12 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
- 13 適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
- 14 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を7及び11により記載すること。
- 15 用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
- なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
- 16 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

(表)

		／		件		
銃砲	□譲渡等承諾書のとおり					
	種 類		銃 番 号			
	型 式	銃 の 全 長	センチメートル			
	商品名等	銃 身 長	センチメートル			
	公称口（番）径	ミリメートル インチ 番 番	弾倉型式及び充填可能弾数			
	(実測口径)	(ミリメートル)	適合実（空）包			
	特 徴	替 え 銃 身				
用 途	法第4条第1項に規定する用途					
	第1号	□狩 猟	□有 害 鳥 獣 駆 除	□標 的 射 撃		
	第2号	□人命救助	□動物麻酔	□と 殺	□漁 業	□建 設 業
		□その他の産業の用途 ()				
	□第3号	□第4号	□第5号	□第5号の2	□第8号	□第9号
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり					
	住所					
	氏名					
	電話番号					

(裏)

同居人	☐ 無 ☐ 有 (人)
欠格事由	☐ 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 ☐ 同居親族書 (年 月 日 公安委員会提出) ☐ 市町村の長の証明書 (年 月 日 公安委員会提出) ☐ 住民票の写し (年 月 日 公安委員会提出) ☐ 経歴書 (年 月 日 公安委員会提出) ☐ その他 ()

備考 1 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
2 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係るクロスボウについて記載すること。
3 クロスボウ所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
4 同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
5 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
6 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第6号の2 (第9条関係)

(表)

クロスボウ所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定によるクロスボウの所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍			
	住 所			
	ふ り が な			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
	電 話 番 号			
申 請 件 数		件 ※申請に係るクロスボウ欄 (別紙) を作成すること。		
関 係 証 明 書 等		交 付 年 月 日	番 号	交 付 者
クロスボウ所持許可証				
クロスボウ講習会の講習修了証明書				

(裏)

同居人	☐ 無 ☐ 有 (人)
欠格事由	☐ 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 ☐ 同居親族書 (年 月 日 公安委員会提出) ☐ 市町村の長の証明書 (年 月 日 公安委員会提出) ☐ 住民票の写し (年 月 日 公安委員会提出) ☐ 経歴書 (年 月 日 公安委員会提出) ☐ その他 ()

備考 1 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
2 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係るクロスボウについて記載すること。
3 クロスボウ所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
4 同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
5 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
6 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第6号の2 (第9条関係)

(表)

クロスボウ所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定によるクロスボウの所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍			
	住 所			
	ふ り が な			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
	電 話 番 号			
申 請 件 数		件 ※申請に係るクロスボウ欄 (別紙) を作成すること。		
関 係 証 明 書 等		交 付 年 月 日	番 号	交 付 者
クロスボウ所持許可証				
クロスボウ講習会の講習修了証明書				

- (裏)
- 備考
- 1 所持の許可を求めるクロスボウごとに作成すること。

2 申請時においてクロスボウ欄又は所持しようとするクロスボウの現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。

3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある□内にレ印を記入すること。

4 型式欄には、片手持ち又は両手持ちの別及び滑車あり又は滑車なしの別を記載すること。

5 特徴欄には、そのクロスボウを特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡、塗色等について記載すること。

6 クロスボウ番号欄には、クロスボウに付されている固有の番号又は記号を記載すること。ただし、クロスボウに固有の番号又は記号が付されていない場合にあっては、当該欄は記載することを要しない。

7 クロスボウの全長欄には、弦を引いていない状態における弦と直角の方向のクロスボウの長さを記載すること。

8 クロスボウの全幅欄には、弦を引いていない状態における弦に平行な方向のクロスボウの長さを記載すること。

9 用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、その具体的な用途を括弧内に記載すること。

10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

(表)

／ 件

クロスボウ

□譲渡等承諾書のとおり

型 式

クロスボウ番号

メーカ ー 名

クロスボウの全長

センチメートル

モ デ ル 名

クロスボウの全幅

センチメートル

特 徴

用 途

法第4条第1項に規定する用途

第1号

□狩猟

□有害鳥獣駆除

□標的射撃

第2号の2

□動物麻酔

□漁業

□その他の産業の用途（ ）

□第3号

□第5号の3

□第8号

□第9号

□第10号

□法第6条第1項に規定する用途

現所有者

□譲渡等承諾書のとおり

住所

氏名

電話番号

- (裏)
- 備考
- 1 所持の許可を求めるクロスボウごとに作成すること。

2 申請時においてクロスボウ欄又は所持しようとするクロスボウの現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。

3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある□内にレ印を記入すること。

4 型式欄には、片手持ち又は両手持ちの別及び滑車あり又は滑車なしの別を記載すること。

5 特徴欄には、そのクロスボウを特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡、塗色等について記載すること。

6 クロスボウ番号欄には、クロスボウに付されている固有の番号又は記号を記載すること。ただし、クロスボウに固有の番号又は記号が付されていない場合にあっては、当該欄は記載することを要しない。

7 クロスボウの全長欄には、弦を引いていない状態における弦と直角の方向のクロスボウの長さを記載すること。

8 クロスボウの全幅欄には、弦を引いていない状態における弦に平行な方向のクロスボウの長さを記載すること。

9 用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、その具体的な用途を括弧内に記載すること。

10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

(表)

／ 件

クロスボウ

□譲渡等承諾書のとおり

型 式

クロスボウ番号

商 品 名

クロスボウの全 長

センチメートル

特 徴

クロスボウの全 幅

センチメートル

用 途

法第4条第1項に規定する用途

第1号

□狩猟

□有害鳥獣駆除

□標的射撃

第2号の2

□動物麻酔

□漁業

□その他の産業の用途（ ）

□第3号

□第5号の3

□第8号

□第9号

□第10号

□法第6条第1項に規定する用途

現所有者

□譲渡等承諾書のとおり

住所

氏名

電話番号

備考 1 譲渡（貸付）物件欄には、別記様式第 6 号及び第 6 号の 2 の別紙並びに第 7 号の備考の例により記載すること。
2 譲渡（貸付）人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡（貸付）人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3 不用の文字は、横線で消すこと。
4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第12号（第11条、第17条関係）

			／		件	
譲 渡 等 承 諾 書						
譲受 (借受) 人	住 所					
	ふりがな					
	氏 名					
	生 年 月 日	年 月 日				
譲渡（貸付）物件	銃 砲	種 類				
		型 式	銃 番 号			
		メーカー名	銃 の 全 長	センチメートル		
		モデル名等	銃 身 長	センチメートル		
		公称口(番)径 (実測口径)	弾倉型式及び充弾可能弾数			
		(ミリメートル)	適合実(空)包			
		銃腔内腔旋割合	□1/5以上1/2以下 □1/2超			
	特 徴	種 類		銃 身 長	センチメートル	
		替 え 銃 身	公称口(番)径 (実測口径)	(ミリメートル)	適合実(空)包	
		銃腔内腔旋割合	□1/5以上1/2以下 □1/2超			
	クロスボウ	型 式	クロスボウ番号			
		メーカー名	クロスボウの全長		センチメートル	
		モ デ ル 名	クロスボウの全幅		センチメートル	
		特 徴				
	刀剣類	種 類	製作者（銘）			
刃 渡 り		センチメートル		特 徴		
譲渡（貸付）人が当該銃砲等又は刀剣類について受けている所持の許可		許 可 番 号				
		許可年月日等	年 月 日			
		有効期間等	譲渡（貸付）人の生年月日 年の誕生日まで 年 月 日			
上記のとおり譲渡しを承諾します。						
譲渡（貸付）人 年 月 日 住所 電話番号 氏 名						

第12号（第11条、第17条関係）

			／		件	
譲 渡 等 承 諾 書						
譲受 (借受) 人	住 所					
	ふりがな					
	氏 名					
	生 年 月 日	年 月 日				
譲渡（貸付）物件	銃 砲	種 類	銃 番 号			
		型 式	銃 の 全 長		センチメートル	
		商 品 名 等	銃 身 長		センチメートル	
		公称口(番)径 (実測口径)	弾 倉 型 式 及 び 弾 倉 数			
		(ミリメートル)	適合実(空)包			
		特 徴	替 え 銃 身			
		クロスボウ	型 式	クロスボウ番号		
	商 品 名	クロスボウの全長		センチメートル		
	特 徴	クロスボウの全幅		センチメートル		
	刀剣類	種 類	製作者（銘）			
		刃 渡 り	センチメートル		特 徴	
	譲渡（貸付）人が当該銃砲等又は刀剣類について受けている所持の許可		許 可 番 号			
			許可年月日等	年 月 日		
			有効期間等	譲渡（貸付）人の生年月日 年の誕生日まで 年 月 日		
	上記のとおり譲渡しを承諾します。					
譲渡（貸付）人 年 月 日 住所 電話番号 氏 名						

備考 1 譲渡（貸付）物件欄には、別記様式第 6 号及び第 6 号の 2 の別紙並びに第 7 号の備考の例により記載すること。
2 譲渡（貸付）人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡（貸付）人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3 不用の文字は、横線で消すこと。
4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第26号（第27条関係）

第 号	
技 能 講 習 通 知 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 回	
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第28条第1項の規定により、下記のとおり通知する。	
受講者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
年 月 日	
受 講 日 時	
受 講 場 所	
受 講 銃 砲	
携 行 品	(1) 受講銃砲 (2) 適合実包 () 個 (3) 猟銃用火薬類等譲受許可証
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第23号（第23条関係）

第 号	
技 能 検 定 通 知 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 回	
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第27条第1項の規定により、下記のとおり通知する。	
受検者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
年 月 日	
受 検 日 時	
受 検 場 所	
受 検 銃 種	
携 行 品	(1) 適合実包 () 個 (2) 猟銃用火薬類等譲受許可証
写 真 新し出し スタンプ	

備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第26号（第27条関係）

第 号	
技 能 講 習 通 知 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 回	
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第21条第1項の規定により、下記のとおり通知する。	
受講者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
年 月 日	
受 講 日 時	
受 講 場 所	
受 講 銃 砲	
携 行 品	(1) 受講銃砲 (2) 適合実包 () 個 (3) 猟銃用火薬類等譲受許可証
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第23号（第23条関係）

第 号	
技 能 検 定 通 知 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 回	
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第20条第1項の規定により、下記のとおり通知する。	
受検者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
年 月 日	
受 検 日 時	
受 検 場 所	
受 検 銃 種	
携 行 品	(1) 適合実包 () 個 (2) 猟銃用火薬類等譲受許可証
写 真 新し出し スタンプ	

備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第29号（第31条関係）

17.6センチメートル	
(裏表紙)	(表紙)
銃・空気銃 所持許可証	

第28号（第30条関係）

許可期間延長申請書 APPLICATION FOR EXTENSION OF AUTHORIZED PERIOD	
Date: 年 月 日 Year Month Day	
公安委員会 殿 PUBLIC SAFETY COMMISSION	
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第31条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可の期間の延長を次のとおり申請します。 Pursuant to the provisions of Article 31 paragraph 2 of the Order for Enforcement of the Firearms and Swords Control Act, I hereby apply for extension of the authorized period.	
1. 申請人 Applicant 国 籍 Nationality/Region	
住 所 Address in Japan	
氏 名 Name	
生年月日 Date of birth	年 月 日 Year Month Day
電話番号 Telephone no.	携帯電話番号 Mobile phone no.
2. 許可証を交付した公安委員会及び許可証番号 Name of the Public Safety Commission issuing a permit, and the permit number.	
3. 許可の期間 The authorized period	から まで since to
4. 所持している銃砲等又は刀剣類の種類 Type of firearms/crossbows/swords	
5. 所持している銃砲等又は刀剣類の特徴 Feature of firearms/crossbows/swords	
6. 許可の延長の期間 Extended authorized period	から まで since to
7. 許可の期間の延長を申請する理由 The reason for application for the extension of the authorized period	
8. 在留資格及び在留期間 Status of residence and period of stay	

第29号（第31条関係）

17.6センチメートル	
(裏表紙)	(表紙)
銃・空気銃 所持許可証	

第28号（第30条関係）

許可期間延長申請書 APPLICATION FOR EXTENSION OF AUTHORIZED PERIOD	
Date: 年 月 日 Year Month Day	
公安委員会 殿 PUBLIC SAFETY COMMISSION	
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可の期間の延長を次のとおり申請します。 Pursuant to the provisions of Article 24 paragraph 2 of the Order for Enforcement of the Firearms and Swords Control Act, I hereby apply for extension of the authorized period.	
1. 申請人 Applicant 国 籍 Nationality/Region	
住 所 Address in Japan	
氏 名 Name	
生年月日 Date of birth	年 月 日 Year Month Day
電話番号 Telephone no.	携帯電話番号 Mobile phone no.
2. 許可証を交付した公安委員会及び許可証番号 Name of the Public Safety Commission issuing a permit, and the permit number.	
3. 許可の期間 The authorized period	から まで since to
4. 所持している銃砲等又は刀剣類の種類 Type of firearms/crossbows/swords	
5. 所持している銃砲等又は刀剣類の特徴 Feature of firearms/crossbows/swords	
6. 許可の延長の期間 Extended authorized period	から まで since to
7. 許可の期間の延長を申請する理由 The reason for application for the extension of the authorized period	
8. 在留資格及び在留期間 Status of residence and period of stay	

(2面)

許可証番号 第 号
原 交 付 年 月 日
交 付 年 月 日

本 籍			
住 所			
氏 名		写 真	押し出し スタンプ
	生年月日		

公安委員会 図

(1面)

注 意 事 項

1

猟銃又は空気銃を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2

猟銃又は空気銃は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3

許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4

許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他の猟銃又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

(2面)

許可証番号 第 号
原 交 付 年 月 日
交 付 年 月 日

本 籍			
住 所			
氏 名		写 真	押し出し スタンプ
	生年月日		

公安委員会 図

(1面)

注 意 事 項

1

猟銃又は空気銃を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2

猟銃又は空気銃は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3

許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4

許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他の猟銃又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

(4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面)

更新	年月日	年月日 国
	許可番号	第 号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年月日
	理由及び猟銃等の処分状況	

許可の条件	年月日

(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

原許可	年月日		
原許可番号	第 号		
許可年月日	年月日 国		
許可番号	第 号		
確認	年月日 国		
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年月日から 年月日までの間		
種類			
型式	銃番号		
メーカー名	銃の全長	センチメートル	
モデル名等	銃身長	センチメートル	
口(番)径	弾倉型式及び充填可能弾数		
銃腔内腔装割合	適合実(空)包		
特徴			
	種類		
	口(番)径		
	銃腔内腔装割合		
	銃身長	センチメートル	センチメートル
	適合実(空)包		
用途			

(4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面)

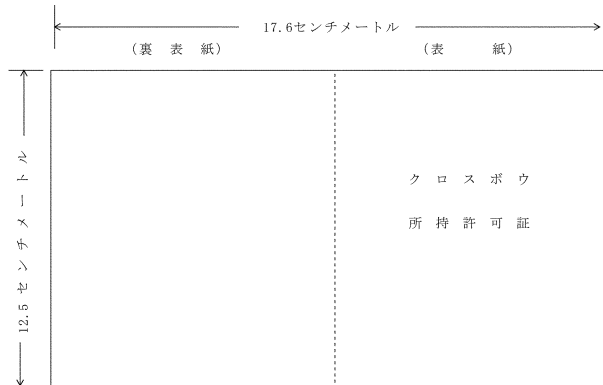
更新	年月日	年月日 国
	許可番号	第 号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年月日
	理由及び猟銃等の処分状況	

許可の条件	年月日

(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

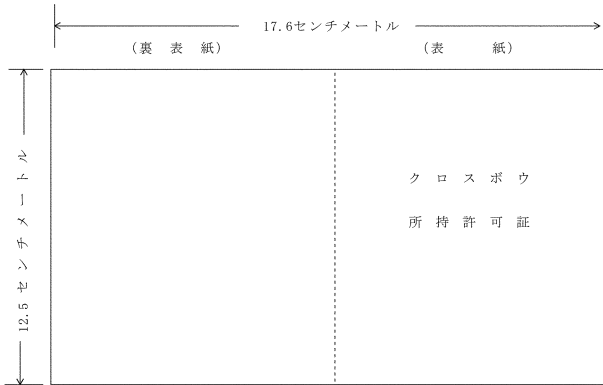
原許可	年月日		
原許可番号	第 号		
許可年月日	年月日 国		
許可番号	第 号		
確認	年月日 国		
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年月日から 年月日までの間		
種類		銃番号	
型式		銃の全長	センチメートル
商品名等		銃身長	センチメートル
口(番)径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び充填可能弾数	
		適合実(空)包	
特徴		替え銃身	
用途			

第29号の2（第31条関係）



- 6 一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。
- 7 表紙、裏表紙及び1面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

第29号の2（第31条関係）



- 6 一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。
- 7 表紙、裏表紙及び1面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

(2面)

許可証番号 第 号
原 交 付 年 月 日
交 付 年 月 日

本 籍			
住 所			
氏 名		写 真	押し出し スタンプ
	生年月日		

公安委員会 図

(1面)

注 意 事 項

1

クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2

クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3

許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4

許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他のクロスボウの所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

(2面)

許可証番号 第 号
原 交 付 年 月 日
交 付 年 月 日

本 籍			
住 所			
氏 名		写 真	押し出し スタンプ
	生年月日		

公安委員会 図

(1面)

注 意 事 項

1

クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2

クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3

許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4

許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他のクロスボウの所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

(4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面)

更新	年月日	年月日 曜
	許可番号	第 号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年月日
	理由及びクロスボウの処分状況	

許可の条件	年月日

(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

原許可	年月日		
原許可番号	第 号		
許可年月日	年月日 曜		
許可番号	第 号		
確認	年月日 曜		
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年月日から 年月日までの間		
型式		クロスボウ番号	
メーカー名		クロスボウの全長	センチメートル
モデル名		クロスボウの全幅	センチメートル
特徴			
用途			

(4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面)

更新	年月日	年月日 曜
	許可番号	第 号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年月日
	理由及びクロスボウの処分状況	

許可の条件	年月日

(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

原許可	年月日		
原許可番号	第 号		
許可年月日	年月日 曜		
許可番号	第 号		
確認	年月日 曜		
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年月日から 年月日までの間		
型式		クロスボウ番号	
商 品 名		クロスボウの全長	センチメートル
特 徴		クロスボウの全幅	センチメートル
用途			

(1面)

第 号

写 真

押し出し

スタンプ

交付 年 月 日
(原交付 年 月 日)

公安委員会 印

確 認	年 月 日 国
許可の有効期間	年 月 日まで
所 持 者	本 籍
	住 所
	職 業
	氏 名
生 年 月 日	年 月 日

(2面)

第30号 (第31条関係)

11センチメートル

(裏 表 紙)

14センチメートル

銃 砲 所 持 許 可 証

(表 紙)

(1面)

第 号

写 真

押し出し

スタンプ

交付 年 月 日
(原交付 年 月 日)

公安委員会 印

確 認	年 月 日 国
許可の有効期間	年 月 日まで
所 持 者	本 籍
	住 所
	職 業
	氏 名
生 年 月 日	年 月 日

(2面)

第30号 (第31条関係)

11センチメートル

(裏 表 紙)

14センチメートル

銃 砲 所 持 許 可 証

(表 紙)

(5面)

検査欄	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

許可の条件	年月日

(6面)

(3面)

種類		銃番号	
型式		銃の全長	センチメートル
メーカー名		銃身長	センチメートル
モデル名等		弾倉型式及び容量可能弾数	
口(番)径		適合実(空)包	
特徴			
替え銃身	種類		
	口(番)径		
	銃身長		

法第4条第1項に規定する用途			
記載事項変更欄	届出年月日	変更事項	公安委員会印
備考			

(4面)

(5面)

検査欄	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

許可の条件	年月日

(6面)

(3面)

種類		銃番号	
型式		銃の全長	センチメートル
商品名等		銃身長	センチメートル
口口径	ミリメートル インチ 番	弾倉型式及び容量可能弾数	
		適合実包(空)	
特徴	替え銃身		

法第4条第1項に規定する用途			
記載事項変更欄	届出年月日	変更事項	公安委員会印
備考			

(4面)

第30号の2（第31条関係）

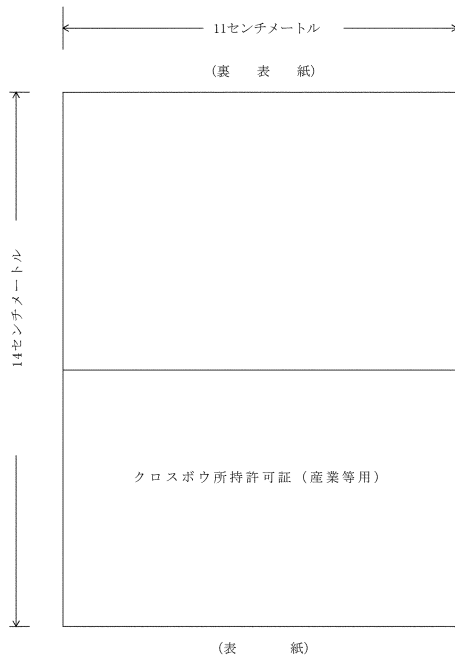


(7面)

注 意 事 項
1 銃砲を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
2 銃砲は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ返納してはならない。
3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

- 備考 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。
- 4 1面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該銃砲につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
- 5 法第4条第1項第4号の規定による空気拳銃の所持の許可に係るもの以外のものについては、写真の貼付は要しない。
- 6 許可の有効期間欄は、法第4条第1項第4号、第8号及び第9号の許可に係る銃砲について記載すること。
- 7 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
- 8 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

第30号の2（第31条関係）



(7面)

注 意 事 項
1 銃砲を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
2 銃砲は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ返納してはならない。
3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

- 備考 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。
- 4 1面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該銃砲につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
- 5 法第4条第1項第4号の規定による空気拳銃の所持の許可に係るもの以外のものについては、写真の貼付は要しない。
- 6 許可の有効期間欄は、法第4条第1項第4号、第8号及び第9号の許可に係る銃砲について記載すること。
- 7 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
- 8 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

(3面)

型 式		クロスボウ番号	
メーカー名		クロスボウの全長	センチメートル
モデル名		クロスボウの全幅	センチメートル
特 徴			
法第4条第1項に規定する用途			
記載事項変更欄	届 出 年 月 日	変 更 事 項	公安委員会印
備 考			

(4面)

(1面)

第 号		
交付 年 月 日		
(原交付 年 月 日)		
公安委員会 印		
確 認 年 月 日 印		
許可の有効期間 年 月 日まで		
所持者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
生 年 月 日	年 月 日	

(2面)

(3面)

型 式		クロスボウ番号	
商品名		クロスボウの全長	センチメートル
特 徴		クロスボウの全幅	センチメートル
法第4条第1項に規定する用途			
記載事項変更欄	届 出 年 月 日	変 更 事 項	公安委員会印
備 考			

(4面)

(1面)

第 号		
交付 年 月 日		
(原交付 年 月 日)		
公安委員会 印		
確 認 年 月 日 印		
許可の有効期間 年 月 日まで		
所持者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
生 年 月 日	年 月 日	

(2面)

(7 面)

注 意 事 項

1 クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2 クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考

1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。

2 用紙は、洋紙とすること。

3 表紙の裏面に 1 面の用紙の裏面を貼り付け、2 面の用紙の裏面が 3 面に、4 面の用紙の裏面が 5 面に、6 面の用紙の裏面が 7 面になるようにすること。

4 1 面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。

5 許可の有効期間欄は、法第 4 条第 1 項第 8 号及び第 9 号の許可に係るクロスボウについて記載すること。

6 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第 4 条第 5 項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。

7 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

(5 面)

検 査 欄	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

許可の条件	年 月 日

(7 面)

注 意 事 項

1 クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2 クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考

1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。

2 用紙は、洋紙とすること。

3 表紙の裏面に 1 面の用紙の裏面を貼り付け、2 面の用紙の裏面が 3 面に、4 面の用紙の裏面が 5 面に、6 面の用紙の裏面が 7 面になるようにすること。

4 1 面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。

5 許可の有効期間欄は、法第 4 条第 1 項第 8 号及び第 9 号の許可に係るクロスボウについて記載すること。

6 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第 4 条第 5 項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。

7 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

(5 面)

検 査 欄	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

許可の条件	年 月 日

第32号 (第31条関係)

銃砲所持許可証
(FIREARMS PERMIT)

第 号 Permit No.
交 付 Date of Delivery 年 月 日
Year Month Day
許可の期間 Authorized Period 年 月 日
Year Month Day

公安委員会 印
Public Safety Commission

所 持 者 P o s s e s s o r	国籍 Nationality	
	住所 Address in Japan	
	氏名 Name	
	生年月日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
銃 砲 F i r e a r m s	備考 Note	
	種類 Type	
	型 Make and Model	
	番号 Ser.No.	
	口径 Caliber or Gauge	
	用途 Use	

CAUTION

- 1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your firearm for which you have obtained it. When you bring or carry your firearm, you shall cover or put it in a case without loading it with a ball or blank cartridge or a metallic bullet.
- 2 You shall not bring or carry your firearm except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
- 3 When you find your firearm lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
- 4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(1面)

第 号 Permit No.	
交 付 Date of Delivery	年 月 日 Year Month Day
許可の期間 Authorized Period	年 月 日 Year Month Day
公安委員会 印 Public Safety Commission	
所 持 者 P o s s e s s o r	国 籍 Nationality
	住 所 Address in Japan
	氏 名 Name
	生 年 月 日 Date of Birth
	年 月 日 Year Month Day
備 考 Note	

(2面)

第32号 (第31条関係)

11センチメートル

(裏表紙)

銃 砲 所 持 許 可 証
FIREARMS PERMIT

(表紙)

- 備考 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に 1 面の用紙の裏面を貼り付け、2 面の用紙の裏面が 3 面になるようにし、4 面の用紙の裏面を裏表紙の裏面に貼り付けること。

(3 面)

銃 砲 類 型 番 号 口 徑 用 途	種 類 Type	
	型 Make and Model	
	番 号 Ser. No.	
	口 徑 Caliber or Gauge	
	用 途 Use	

CAUTION

- 1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your firearm for which you have obtained it. When you bring or carry your firearm, you shall cover or put it in a case without loading it with a ball or blank cartridge or a metallic bullet.
- 2 You shall not bring or carry your firearm except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
- 3 When you find your firearm lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
- 4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

(4 面)

第32号の 2 (第31条関係)

クロスボウ所持許可証
(CROSSBOWS PERMIT)

第 号 Permit No.
交 付 Date of Delivery 年 月 日
Year Month Day
許可の期間 Authorized Period 年 月 日
Year Month Day

公安委員会 印
Public Safety Commission

所持者 Possessor	国籍 Nationality	
	住所 Address in Japan	
	氏名 Name	
	生年月日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
クロスボウ Crossbow	備考 Note	
	番号 Ser.No.	
	全長 Length	
	全幅 Width	
クロスボウ Crossbow	用途 Use	

CAUTION

- 1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your crossbow for which you have obtained it. When you bring or carry your crossbow, you shall cover or put it in a case without loading it with a bolt.
- 2 You shall not bring or carry your crossbow except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
- 3 When you find your crossbow lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
- 4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(1 面)

第 号 Permit No.		
交 付 Date of Delivery	年 月 日 Year Month Day	
許可の期間 Authorized Period	年 月 日 Year Month Day	
公安委員会 印 Public Safety Commission		
所持者 Possessor	国 籍 Nationality	
	住 所 Address in Japan	
	氏 名 Name	
	生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
	備 考 Note	

(2 面)

第32号の 2 (第31条関係)

11センチメートル	
(裏表紙)	
14	
クロスボウ所持許可証 CROSSBOWS PERMIT	
(表紙)	

- 備考 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に 1 面の用紙の裏面を貼り付け、2 面の用紙の裏面が 3 面になるようにし、4 面の用紙の裏面を裏表紙の裏面に貼り付けること。

(3 面)

クロスボウ	番 号	
	Ser. No.	
	全 長 ・ 全 幅	
	Length and Width	
	用 途	
	Use	

CAUTION

1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your crossbow for which you have obtained it. When you bring or carry your crossbow, you shall cover or put it in a case without loading it with a bolt.

2 You shall not bring or carry your crossbow except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.

3 When you find your crossbow lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.

4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

(4 面)

第33号 (第31条関係)

刀剣類所持許可証
(SWORDS PERMIT)

第 号 Permit No.
交 付 Date of Delivery 年 月 日
Year Month Day
許可の期間 Authorized Period 年 月 日
Year Month Day

公安委員会 印
Public Safety Commission

所持者 P o s s e s s o r	国籍 Nationality	
	住所 Address in Japan	
	氏名 Name	
	生年月日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
刀 剣 類 S w o r d s	備考 Note	
	種類 Type	
	刃渡り Length of Blade	
	特徴 Characteristics	
	用途 Use	
	備考 Note	

CAUTION

- 1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your sword for which you have obtained it.
- 2 You shall not bring or carry your sword, except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
- 3 When you find your sword lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
- 4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(1面)

第 号 Permit No.	年 月 日 Year Month Day	
交 付 Date of Delivery	年 月 日 Year Month Day	
許可の期間 Authorized Period	年 月 日 Year Month Day	
公安委員会 印 Public Safety Commission		
所持者 P o s s e s s o r	国 籍 Nationality	
	住 所 Address in Japan	
	氏 名 Name	
	生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
	備 考 Note	

(2面)

第33号 (第31条関係)

11センチメートル	
(裏表紙)	
14センチメートル	
	刀 剣 類 所 持 許 可 証 SWORDS PERMIT

- 備考 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に 1 面の用紙の裏面を貼り付け、2 面の用紙の裏面が 3 面になるようにし、4 面の用紙の裏面を裏表紙の裏面に貼り付けること。

(3 面)

刀 剣 類	種 類	
	刃 渡 り	
	特 徴	
	用 途	
	備 考	

CAUTION

- 1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your sword for which you have obtained it.
- 2 You shall not bring or carry your sword, except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
- 3 When you find your sword lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
- 4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

(4 面)

別紙1

備付け銃一覧

射撃場の名称				
射撃場の種別				
□教習射撃場 □練習射撃場				
番号	銃種	型式	公称口（番）径	丁数

備考 1 型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。

2 丁数欄には、備付け銃の型式又は公称口（番）径ごとの総数を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第52号（第58条関係）

教習用備付け銃等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 □第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃
□第9条の11第2項の規定により、練習用備付け銃
について次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

射撃場	射撃場の種別	□教習射撃場 □練習射撃場
	指定番号	
	指定年月日	
	名称	
	電話番号	
指定に係る銃種		
備付け状況	ライフル銃 丁 (内訳) 公称口径22のヘリ打ちのライフル銃 丁 その他のライフル銃 丁	
	ライフル銃以外の猟銃 丁	
	空気銃以外の空気銃 丁	
	空気拳銃 丁	
	※備付け状況について、別紙1及び2を作成すること。	

備考 1 届け出る備付け銃の口内にレ印を記入すること。

2 備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙1

備付け銃一覧

射撃場の名称				
射撃場の種別				
□教習射撃場 □練習射撃場				
番号	銃種	型式	公称口（番）径	丁数

備考 1 型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。

2 丁数欄には、備付け銃の形式又は公称口（番）径ごとの総数を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第52号（第58条関係）

教習用備付け銃等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 □第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃
□第9条の11第2項の規定により、練習用備付け銃
について次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

射撃場	射撃場の種別	□教習射撃場 □練習射撃場
	指定番号	
	指定年月日	
	名称	
	電話番号	
指定に係る銃種		
備付け状況	ライフル銃 丁 (内訳) 公称口径22のヘリ打ちのライフル銃 丁 その他のライフル銃 丁	
	ライフル銃以外の猟銃 丁	
	空気銃以外の空気銃 丁	
	空気拳銃 丁	
	※備付け状況について、別紙1及び2を作成すること。	

備考 1 届け出る備付け銃の口内にレ印を記入すること。

2 備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

12 譲渡（貸付）人欄には、当該銃砲の譲渡（貸付）人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。

13 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 2

射 撃 場 の 名 称			
射 撃 場 の 種 別 ☐ 教習射撃場 ☐ 練習射撃場			
備 付 け 銃	備え付けた日	年 月 日	
	種 類		
	型 式	銃 番 号	
	メーカ ー 名	銃 の 全 長	センチメートル
	モ デ ル 名 等	銃 身 長	センチメートル
	公称口(番)径	弾倉型式及び充填可能弾数	
	銃腔内腔旋割合	☐ 1/5以上1/2以下 ☐ 1/2超	適合実(空)包
	特 徴 備 考		
譲渡（貸付）人	住所 氏名 電話番号		

備考 1 備え付けられた銃ごとに記載すること。

2 型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。

3 モデル名等の欄には、そのモデル名を記載し、モデル名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。

4 銃腔内腔旋割合欄には、腔旋を有する部分が銃腔の長さ zu 占める割合に該当する事項の口内にレ印を記入すること。

5 なお、ライフル銃以外の銃砲については、記載することを要しない。

6 特徴欄には、銃床の折畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。

7 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。

8 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。

9 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。

10 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。

11 適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。

12 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。

12 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 2

射 撃 場 の 名 称			
射 撃 場 の 種 別 ☐ 教習射撃場 ☐ 練習射撃場			
備 付 け 銃	備え付けた日	年 月 日	
	種 類	銃 番 号	
	型 式	銃 の 全 長	センチメートル
	商 品 名	銃 身 長	センチメートル
	公称口(番)径	ミリメートル インチ 番	弾 倉 型 式 及 び 充 填 数
	特 徴	適合実(空)包	
	備 考		
	譲渡（貸付）人	住所 氏名 電話番号	

備考 1 備え付けられた銃ごとに記載すること。

2 型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。

3 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。

4 [加える。]

5 特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。

6 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。

7 ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。

8 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。

9 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。

10 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。

11 適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包の名称を記載すること。

12 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。

13 譲渡（貸付）人欄には、当該銃砲の譲渡（貸付）人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。

別紙1

変更後の備付け銃一覧

射撃場の名称					
射撃場の種別					
□教習射撃場 □練習射撃場					
番号	銃種	型式	公称口（番）径	丁数	

備考 1 変更後の備付け銃全てについて記載すること。
2 型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
3 丁数欄には、備え付けられている銃の型式又は公称口（番）径ごとの総数を記載すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第53号（第58条関係）

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃の変更について次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

射撃場	指 定 番 号	
	指 定 年 月 日	
	名 称	
	電 話 番 号	
	指定に係る銃種	
変更後の備付け状況	ライフル銃（内訳）	丁
	公称口径22のヘリ打ちのライフル銃	丁
	その他のライフル銃	丁
	ライフル銃以外の猟銃	丁
	空気拳銃以外の空気銃	丁
	空 気 拳 銃	丁
※備付け状況について、別紙1、2及び3を作成すること。		
変更理由等		

備考 1 届け出る備付け銃の口内にレ印を記入すること。
2 変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
3 変更理由等欄には、備付け状況を変更することとなつた理由その他必要な事項を記載すること。
4 譲渡又は廃棄等により備え付けないこととなつた銃については、銃種、型式、公称口（番）径及び銃番号を別紙3に記載することとし、別紙2の記載を要しない。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙1

変更後の備付け銃一覧

射撃場の名称					
射撃場の種別					
□教習射撃場 □練習射撃場					
番号	銃種	型式	公称口（番）径	丁数	

備考 1 変更後の備付け銃全てについて記載すること。
2 型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
3 丁数欄には、備え付けられている銃の形式又は公称口（番）径ごとの総数を記載すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第53号（第58条関係）

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃の変更について次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

射撃場	指 定 番 号	
	指 定 年 月 日	
	名 称	
	電 話 番 号	
	指定に係る銃種	
変更後の備付け状況	ライフル銃（内訳）	丁
	公称口径22のヘリ打ちのライフル銃	丁
	その他のライフル銃	丁
	ライフル銃以外の猟銃	丁
	空気拳銃以外の空気銃	丁
	空 気 拳 銃	丁
※備付け状況について、別紙1、2及び3を作成すること。		
変更理由等		

備考 1 届け出る備付け銃の口内にレ印を記入すること。
2 変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
3 変更理由等欄には、備付け状況を変更することとなつた理由その他必要な事項を記載すること。
4 譲渡又は廃棄等により備え付けないこととなつた銃については、銃種、型式、公称口（番）径及び銃番号を別紙3に記載することとし、別紙2の記載を要しない。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙 3

備え付けないこととなった銃一覧

射 撃 場 の 名 称						
射 撃 場 の 種 別			□教習射撃場 □練習射撃場			
番号	銃	種	型	式	公称口（番）径	銃番号

- 備考 1 今回備え付けないこととなった銃全てについて記載すること。
2 型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 2

新たに備え付けられた銃

射 撃 場 の 名 称							
射 撃 場 の 種 別		□教習射撃場 □練習射撃場					
備 付 け 銃	備え付けた日	年 月 日					
	種 類	銃 番 号					
	型 式	銃 の 全 長		センチメートル			
	メー カー 名	銃 身 長		センチメートル			
	モデル名等	銃 身 長					
	公称口（番）径	弾 倉 型 式 及 び 充 填 可 能 弾 数					
	銃 腔 片 腔 旋 割 合	□1/6以上1/2以下 □1/2超		適 合 実（空）包			
特 徴							
備 考							
譲渡（貸付）人		住所 氏名 電話番号					

- 備考 1 新たに備え付けられた銃ごとに作成すること。
2 型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
3 モデル名等の欄には、そのモデル名を記載し、モデル名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
4 銃腔内腔旋割合欄には、腔旋を有する部分が銃腔の長さにも占める割合に該当する事項の口内にレ印を記入すること。
5 なお、ライフル銃以外の銃砲については、記載することを要しない。
6 特徴欄には、銃床の折畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
7 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。
8 ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
9 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
10 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
11 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
12 適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
13 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。
14 譲渡（貸付）人欄には、当該銃砲の譲渡（貸付）人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
15 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 3

備え付けないこととなった銃一覧

射 撃 場 の 名 称						
射 撃 場 の 種 別			□教習射撃場 □練習射撃場			
番号	銃	種	型	式	公称口（番）径	銃番号

- 備考 1 今回備え付けないこととなった銃全てについて記載すること。
2 型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 2

新たに備え付けられた銃

射 撃 場 の 名 称						
射 撃 場 の 種 別		□教習射撃場 □練習射撃場				
備 付 け 銃	備え付けた日	年 月 日				
	種 類	銃 番 号				
	型 式	銃 の 全 長		センチメートル		
	商 品 名 等	銃 身 長		センチメートル		
	公称口（番）径	ミリメートル インチ 番	弾 倉 型 式 及 び 充 填 可 能 弾 数			
	特 徴	適 合 実（空）包				
	備 考					
譲渡（貸付）人		住所 氏名 電話番号				

- 備考 1 新たに備え付けられた銃ごとに作成すること。
2 型式欄には、猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
3 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
4 特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
5 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。
6 ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
7 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
8 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
9 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
10 適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包の名称を記載すること。
11 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。
12 譲渡（貸付）人欄には、当該銃砲の譲渡（貸付）人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
13 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第70号（第90条関係）

保管業届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 ☐第10条の8第1項 の規定により、 ☐ 猟銃等
 ☐第10条の8の2第1項 ☐クロスボウ の

保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名	
事業場の名称、所在地 及び電話番号	
猟銃等又はクロスボウを保管する 場所の所在地及び電話番号	
最大保管数	
事業開始の予定期日	年 月 日

備考 1 猟銃等に係る届出を行う場合にあつては第10条の8第1項とある☐及び
猟銃等とある☐内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第
10条の8の2第1項とある☐及びクロスボウとある☐内にレ印を記入す
ること。

2 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者
の氏名を記載すること。

3 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあ
つては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第70号（第90条関係）

保管業届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 ☐第10条の8第1項 の規定により、 ☐ 猟銃等
 ☐第10条の8の2第1項 ☐クロスボウ の

保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名	
事業場の名称、所在地 及び電話番号	
猟銃等又はクロスボウを保管する 場所の所在地及び電話番号	
事業開始の予定期日	年 月 日

備考 1 猟銃等に係る届出を行う場合にあつては第10条の8第1項とある☐及び
猟銃等とある☐内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第
10条の8の2第1項とある☐及びクロスボウとある☐内にレ印を記入す
ること。

2 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者
の氏名を記載すること。

3 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあ
つては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第72号（第91条、第91条の2関係）

保 管 受 託 簿									
区分 番号	保管の委託を 受けた年月日	委託者の氏名、住所及び年齢	銃種等	許可 番号	銃番号又は クロスボウ番号	委託 理由	返還年月日		備考
							予定	返還	
	年 月 日	(歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空 気 拳 銃 以外の空気銃 空 気 拳 銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	
	年 月 日	(歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空 気 拳 銃 以外の空気銃 空 気 拳 銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	
	年 月 日	(歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空 気 拳 銃 以外の空気銃 空 気 拳 銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	

備考
1 銃種等欄は、該当文字を○で囲むこと。
2 空気拳銃については、許可番号欄は記載することを要しない。
3 返還年月日欄は、年月日を算用数字で記入すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

第72号（第91条、第91条の2関係）

保 管 受 託 簿									
区分 番号	保管の委託を 受けた年月日	委託者の氏名、住所及び年齢	銃種等	許可 番号	銃番号又は クロスボウ番号	委託 理由	返還年月日		備考
							予定	返還	
	年 月 日	(歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空 気 銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	
	年 月 日	(歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空 気 銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	
	年 月 日	(歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空 気 銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	

備考
1 銃種等欄は、該当文字を○で囲むこと。
[加える。]
2 返還年月日欄は、年月日を算用数字で記入すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

(裏)

使用実績 (標的射撃)	有 ・ 無			
	年 月 日			
	場 所			
	同 行 者			
	消費弾数			
備 考				

備考 1 直前2年間の使用実績がある場合は、直前2年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、使用実績がない場合は備考欄に理由を記入すること。

2 備考欄には、上記のほか添付書類名、狩猟又は有害鳥獣駆除に係る鳥獣の種類（使用実績（狩猟）又は使用実績（有害鳥獣駆除）の備考欄に限る。）その他必要な事項を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第74号（第94条関係）

(表)

使用実績報告書

次のとおり使用の実績を報告します。

年 月 日

公安委員会殿

報告者氏名

許可番号		銃 種 等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績 (狩猟)	有 ・ 無		
	年 月 日		
	場 所		
	同 行 者		
	消費弾数		
備 考			
使用実績 (有害鳥獣駆除)	有 ・ 無		
	年 月 日		
	場 所		
	同 行 者		
	消費弾数		
備 考			

(裏)

許可番号		銃 種 等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 ・ 無		
	年 月 日		
	場 所		
	用 途		
状 況			
備 考			

許可番号		銃 種 等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 ・ 無		
	年 月 日		
	場 所		
	用 途		
状 況			
備 考			

備考 1 直前3年間の使用実績がある場合は、直前3年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、使用実績がない場合は備考欄に理由を記入すること。

なお、状況欄には、消費弾数、同行者の氏名その他必要な事項を記載すること。

2 備考欄には、上記のほか添付書類名その他必要な事項を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第74号（第94条関係）

(表)

使用実績報告書

次のとおり使用の実績を報告します。

年 月 日

公安委員会殿

報告者氏名

許可番号		銃 種 等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 ・ 無		
	年 月 日		
	場 所		
	用 途		
状 況			
備 考			

許可番号		銃 種 等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 ・ 無		
	年 月 日		
	場 所		
	用 途		
状 況			
備 考			

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年三月一日。附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

（ライフル銃の構造又は機能の基準に関する経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下この条において「旧法」という。）第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可（改正法附則第四条に規定する更新された許可を含む。）を受けている者のうち、当該許可に係る猟銃が改正法第二条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第三条の十三第四号ただし書に規定するライフル銃（次条において「新法ライフル銃」という。）（旧法第三条の十三第四号ただし書に規定するライフル銃であるものを除く。以下この条及び次条において「特定ライフル銃」という。）であるものに係る当該特定ライフル銃についての銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十九条第三項の規定の適用については、同項第一号口中「ライフル銃」とあるのは、「ライフル銃（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第二号）附則第二条に規定する特定ライフル銃を除く。）」とする。

（猟銃等射撃指導員に関する経過措置）

第三条 新法ライフル銃に係る猟銃等射撃指導員の指定を受けようとする者に対する銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第四十二条第一項第三号の規定の適用については、施行日前に当該者が特定ライフル銃を所持していた期間は、新法ライフル銃を所持していた期間とみなす。

（仮領置に関する経過措置）

第四条 改正法附則第二条第三項において準用する新法第二十六条第二項の内閣府令で定める手続については、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第三十八条の規定を準用する。

第五条 改正法附則第三条第二項において読み替えて準用する新法第十一条第十項の内閣府令で定める手続については、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第四十条の規定を準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

第75号（第95条関係）

銃砲等又は刀剣類関係事項照会書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 図	
銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に関する事務の処理のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の2によって照会します。	
記	
照 会 事 項	

【取扱所属の所在地】〒

【担当者氏名】

（電話

）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第75号（第95条関係）

銃砲等又は刀剣類関係事項照会書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 図	
銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に係る調査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の2によって照会します。	
記	
照 会 事 項	

【取扱所属の所在地】〒

【担当者氏名】

（電話

）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(特定電磁石銃の保管の設備及び方法の基準に関する経過措置)

第六条 改正法附則第二条第三項において準用する新法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、錠を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、特定電磁石銃(改正法附則第二条第一項に規定する特定電磁石銃をいう。次条において同じ。)に覆いかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする。

第七条 改正法附則第三条第一項の規定により新法第四条の許可を受けたものとみなされる特定電磁石銃所持者(改正法附則第二条第一項に規定する特定電磁石銃所持者をいう。)が所持する特定電磁石銃の保管に係る新法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第八十三条の規定にかかわらず、錠を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、特定電磁石銃に覆いかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする。

(確認又は許可証の提示の方法に関する経過措置)

第八条 改正法附則第二条第三項において読み替えて準用する新法第二十一条の二第二項の内閣府令で定める方法については、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第九十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に該当する」とあるのは「に該当する」と、同号イ中「法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に掲げる銃砲等又は刀剣類」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和六年法律第四十八号。ハにおいて「改正法」という。)附則第二条第一項に規定する特定電磁石銃」と、「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「単に「特定電磁石銃」と、「又はその使用人に」とあるのは「に」と、「銃砲等若しくは刀剣類」とあるのは「電磁石銃」と、「国若しくは」とあるのは「国又は」と、「当該譲受人等に係る教習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書(以下「証明書類」と総称する」とあるのは「(以下「証明書類」という」と、「(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)の」とあるのは「の」と、「又は業務の」とあるのは「の」と、「当該特定銃砲刀剣類等」とあるのは「当該特定電磁石銃」と、同号ロ中「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定電磁石銃」と、「又は業務の」とあるのは「の」と、「又はその使用人である」とあるのは「である」と、「(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)により」とあるのは「により」と、同号ハ中「三年を経過する日前」とあるのは「改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間」と、「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定電磁石銃」と、「又は業務の」とあるのは「の」と、「又はその使用人である」とあるのは「である」と、「(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)により」とあるのは「により」と、同条第二号中「銃砲等又は刀剣類」とあるのは「特定電磁石銃」と読み替えるものとする。

(様式に関する経過措置)

第九条 この府令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の二第一項の規定に基づき、指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年一月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和三十七年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		
（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類） 第二条 射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 散弾銃射撃場（散弾銃又はライフル銃を用いて散弾によつて射撃を行う施設）		
改 正 前		
（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類） 第二条 〔同上〕 一 散弾銃射撃場（散弾銃を用いて散弾によつて射撃を行う施設）		

- | | |
|---|---|
| 二 ライフル射撃場（空気銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃、散弾銃以外の滑腔銃若しくはライフル銃を用いて単弾によつて射撃を行う施設）
〔三・四 略〕 | 二 ライフル射撃場（ライフル銃若しくは空気銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃若しくは散弾銃以外の滑腔銃を用いて単弾によつて射撃を行う施設）
〔三・四 同上〕 |
|---|---|

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の施行の日（令和七年三月一日）から施行する。

○内閣府令第四号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第五十条の二第一項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第一項、第二十四条第四項及び第二十五条第四項の規定に基づき、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年一月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後			改 正 前		
（無許可譲受数量） 第四条 法第十七条第一項第三号の規定による無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、登録若しくは鳥獣を捕獲することの許可の有効期間（当該許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証に記載されている有効期間）又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間（当該事業を実施する都道府県等が法人の場合にあつては、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証に記載されている実施期間）につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個（このうちライフル実包用雷管については五十個）以下又は実包三百個（このうちライフル実包については五十個）以下とする。			（無許可譲受数量） 第四条 法第十七条第一項第三号の規定による無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、登録若しくは鳥獣を捕獲することの許可の有効期間（当該許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証に記載されている有効期間）又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間（当該事業を実施する都道府県等が法人の場合にあつては、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証に記載されている実施期間）につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個（このうちライフル銃用雷管については五十個）以下又は実包三百個（このうちライフル銃用実包については五十個）以下とする。		

別記様式第2号（第3条関係）

猟銃用火薬類等譲受許可申請書

年 月 日

公安委員会殿

申請人	住所						
	ふりがな						
	氏名						
	生年月日	年 月 日					
	電話番号						
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色薬用火薬	
	名称						
	数量	個	個	個	グラム	グラム	
銃の種類及び適合実包（空包）		種類		適合実包（空包）			
現に保有している火薬類の数量							
許可証等の番号		☐ 銃の所持許可証 ☐ 技能検定通知書 ☐ 教習資格認定証 ☐ 練習資格認定証 ☐ 銃の登録証					
譲受目的							
譲受期間		年 月 日から 年 月 日まで					
貯蔵又は保管する場所							
消費計画		※火薬類の消費（購入）計画について、別紙を作成すること。					

備考 〔削る。〕

1. 現に保有している火薬類の数量欄には、許可申請時点において火薬庫外貯蔵している許可申請に係る火薬類の種類、名称（銃用雷管、無煙火

別記様式第1号（第2条関係）

猟銃用火薬類等譲渡許可申請書

年 月 日

公安委員会殿

申請人	住所						
	ふりがな						
	氏名						
	生年月日	年 月 日					
	電話番号						
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色薬用火薬	
	名称						
	数量	個	個	個	グラム	グラム	
譲渡目的							
譲渡期日（期間）		年 月 日（ 年 月 日から 年 月 日まで）					
譲渡の火薬類所在場所							
譲渡の相手方	住所						
	氏名						
	譲受許可の有無						
	銃の種類適合実包（空包）	種類		適合実包（空包）			
	銃の所持許可証 技能検定通知書 教習資格認定証 練習資格認定証 銃の登録証						

備考 〔削る。〕

1. 譲渡期間は、1年を超えないこと。
2. 譲渡の相手方が火薬類の販売業者であるときは、その屋号又は商号も記載すること。
3. 譲受許可の有無欄には、許可を受けているときは許可証の番号、許可を受けていないときはその理由を記載すること。
4. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号（第3条関係）

猟銃用火薬類等譲受許可申請書

年 月 日

公安委員会殿

申請人	住所						
	ふりがな						
	氏名						
	生年月日	年 月 日					
	電話番号						
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色薬用火薬	
	名称						
	数量	個	個	個	グラム	グラム	
銃の種類及び適合実包（空包）		種類		適合実包（空包）			
現に保有している火薬類の数量							
許可証等の番号		☐ 銃の所持許可証 ☐ 技能検定通知書 ☐ 教習資格認定証 ☐ 練習資格認定証 ☐ 銃の登録証					
譲受目的							
譲受期間		年 月 日から 年 月 日まで					
貯蔵又は保管する場所							
消費計画		※火薬類の消費（購入）計画について、別紙を作成すること。					

備考 1. 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載すること。

別記様式第1号（第2条関係）

猟銃用火薬類等譲渡許可申請書

年 月 日

公安委員会殿

申請人	住所						
	ふりがな						
	氏名						
	生年月日	年 月 日					
	電話番号						
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色薬用火薬	
	名称						
	数量	個	個	個	グラム	グラム	
譲渡目的							
譲渡期日（期間）		年 月 日（ 年 月 日から 年 月 日まで）					
譲渡の火薬類所在場所							
譲渡の相手方	住所						
	氏名						
	譲受許可の有無						
	銃の種類適合実包（空包）	種類		適合実包（空包）			
	銃の所持許可証 技能検定通知書 教習資格認定証 練習資格認定証 銃の登録証						

備考 1. 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載すること。
2. 譲渡期間は、1年を超えないこと。
3. 譲渡の相手方が火薬類の販売業者であるときは、その屋号又は商号も記載すること。
4. 譲受許可の有無欄には、許可を受けているときは許可証の番号、許可を受けていないときはその理由を記載すること。
5. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備 考

備考 1 予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。

2 予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。

3 予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。

4 備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。

5 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

薬及び黒色薬用火薬を除く。）及び数量を記載すること。

2 許可証等の番号欄には該当する許可証等の口内にレ印を記入し、当該許可証等の番号を記載すること。

3 譲受期間は、1 年を超えないこと。

4 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、技能検定通知書、教習資格認定証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、譲受目的が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示すること。

5 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備 考

備考 1 予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。

2 予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。

3 予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。

4 備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。

5 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 現に保有している火薬類の数量欄には、許可申請時点において火薬庫外貯蔵している許可申請に係る火薬類の種類、名称（銃用雷管、無煙火薬及び黒色薬用火薬を除く。）及び数量を記載すること。

3 許可証等の番号欄には該当する許可証等の口内にレ印を記入し、当該許可証等の番号を記載すること。

4 譲受期間は、1 年を超えないこと。

5 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、技能検定通知書、教習資格認定証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、譲受目的が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示すること。

6 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

備考 [削る。]

1 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証又は銃の登録証を提示すること。また、輸入目的が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号（第9条関係）
銃銃用火薬類等輸入許可申請書

年 月 日

公安委員会殿						
申請人	住所					
	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年 月 日				
	電話番号					
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色薬用火薬
	名称					
	数量	個	個	個	グラム	グラム
銃の種類及び適合実包（空包）		種類		適合実包（空包）		
銃の所持許可証（登録証）の番号						
輸入目的						
輸入先						
製造年月日		年 月 日				
陸揚予定期日		年 月 日				
陸揚予定地						
貯蔵又は保管する場所						
消費又は譲渡の 予定期日（期間）		年 月 日		〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕		

備考 1 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の銃銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載すること。

2 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証又は銃の登録証を提示すること。また、輸入目的が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示すること。

3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号（第9条関係）
銃銃用火薬類等輸入許可申請書

年 月 日

公安委員会殿						
申請人	住所					
	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年 月 日				
	電話番号					
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色薬用火薬
	名称					
	数量	個	個	個	グラム	グラム
銃の種類及び適合実包（空包）		種類		適合実包（空包）		
銃の所持許可証（登録証）の番号						
輸入目的						
輸入先						
製造年月日		年 月 日				
陸揚予定期日		年 月 日				
陸揚予定地						
貯蔵又は保管する場所						
消費又は譲渡の 予定期日（期間）		年 月 日		〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕		

別記様式第9号（第10条関係）

銃用火薬類等輸入届

年 月 日

公安委員会殿

届出人	住 所					
	ふりがな					
	氏 名					
	生 年 月 日	年 月 日				
	電 話 番 号					
火 薬	種 類	実 包	空 包	銃用雷管	無煙火薬	黒色薬用火薬
	名 称					
	数 量	個	個	個	グラム	グラム
輸入許可書	番 号					
	交 付 年 月 日	年 月 日				
積 載 船 名						
陸 揚 地						
陸 揚 日		年 月 日				
貯 蔵 又 は 保 管 する 場 所						

備考 [削る。]
[1] この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

☐ 年 月 日 公安委員会に提出したものと同一。			
許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備 考

備考 1 既に提出したものと内容に変更がない場合には、□内にレ印を記入し、当該計画書の提出日を記入すること。
2 予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。
3 予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。
4 予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。
5 備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。
6 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第9号（第10条関係）

銃用火薬類等輸入届

年 月 日

公安委員会殿

届出人	住 所					
	ふりがな					
	氏 名					
	生 年 月 日	年 月 日				
	電 話 番 号					
火 薬	種 類	実 包	空 包	銃用雷管	無煙火薬	黒色薬用火薬
	名 称					
	数 量	個	個	個	グラム	グラム
輸入許可書	番 号					
	交 付 年 月 日	年 月 日				
積 載 船 名						
陸 揚 地						
陸 揚 日		年 月 日				
貯 蔵 又 は 保 管 する 場 所						

備考 1 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の銃銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載すること。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

☐ 年 月 日 公安委員会に提出したものと同一。			
許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備 考

備考 1 既に提出したものと内容に変更がない場合には、□内にレ印を記入し、当該計画書の提出日を記入すること。
2 予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。
3 予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。
4 予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。
5 備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。
6 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 [削る。]

- 1 許可証等の番号の欄については、該当する許可証等の口内にレ印を記入し、当該許可証等の番号を記載すること。
- 2 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、消費目的が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号（第11条関係）

銃用火薬類等消費許可申請書

年 月 日

公安委員会殿

申請人	住所					
	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年 月 日				
	電話番号					
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色薬用火薬
	名称			個	グラム	グラム
	数量	個	個			
銃の種類及び適合実包（空包）		種類		適合実包（空包）		
許可証等の番号		☐ 銃の所持許可証 ☐ 練習資格認定証 ☐ 銃の登録証 第 号				
消費目的						
消費計画		※火薬類の消費（購入）計画欄について、別紙を作成すること。				
消費期日（期間）		年 月 日 { 年 月 日から 年 月 日まで				
特に無許可消費数量を超えて消費する理由及び危険予防の方法						

- 備考 1 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の銃用火薬のものにあつてはその番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載すること。
- 2 許可証等の番号の欄については、該当する許可証等の口内にレ印を記入し、当該許可証等の番号を記載すること。
- 3 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、消費目的が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示すること。
- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号（第11条関係）

銃用火薬類等消費許可申請書

年 月 日

公安委員会殿

申請人	住所					
	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	年 月 日				
	電話番号					
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色薬用火薬
	名称			個	グラム	グラム
	数量	個	個			
銃の種類及び適合実包（空包）		種類		適合実包（空包）		
許可証等の番号		☐ 銃の所持許可証 ☐ 練習資格認定証 ☐ 銃の登録証 第 号				
消費目的						
消費計画		※火薬類の消費（購入）計画欄について、別紙を作成すること。				
消費期日（期間）		年 月 日 { 年 月 日から 年 月 日まで				
特に無許可消費数量を超えて消費する理由及び危険予防の方法						

附
則

備考 表中の「」の記載は注記である。

別紙

☐ 年 月 日 公安委員会に提出したものと同一。			
許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備 考

備考 1 既に提出したものと内容に変更がない場合には、□内にレ印を記入し、当該計画書の提出日を記入すること。

2 予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。

3 予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。

4 予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。

5 備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。

6 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

☐ 年 月 日 公安委員会に提出したものと同一。			
許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備 考

備考 1 既に提出したものと内容に変更がない場合には、□内にレ印を記入し、当該計画書の提出日を記入すること。

2 予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。

3 予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。

4 予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。

5 備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。

6 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第一条 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の施行の日（令和七年三月一日）から施行する。
（様式に関する経過措置）

第二条 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる

○国家公安委員会規則第一号

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）第十九条第二項ただし書の規定に基づき、猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年一月二十四日 国家公安委員会委員長 坂井 学

猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則

猟銃の口径の長さの特例に関する規則（昭和四十六年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第19条第2項ただし書の猟銃の口径の長さは、次に掲げるとおりとする。	〔同左〕
1 <u>ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以上を有するライフル銃であつて、ライフル実包を発射する機能を有しないものを除く。）</u> 12.0ミリメートル	1 <u>ライフル銃</u> 12.0ミリメートル
2 <u>ライフル銃（前項に該当するものを除く。）又はライフル銃以外の猟銃</u> 8 番	2 <u>ライフル銃以外の猟銃</u> 8 番
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の施行の日（令和七年三月一日）から施行する。